

令和 6 年度 事業計画

事業区分	実施事項	事業内容
【公益目的事業1】 暴力団の不当行為による被害防止のための広報啓発事業	1 不当行為の予防に関する知識の普及・思想の高揚を図るための広報啓発活動 (定款4条1号事業)	(1) 暴力追放のための広報啓発資料の作成と配布 機関誌「暴力団追放沖縄県民会議だより」、その他の暴排ポスター等を作成し配布する。 (2) 県民会議のホームページの充実 ホームページの掲載内容の充実と、適時、情報の更新に努める。 (3) 「暴追県民会議ニュース」による情報提供 賛助会員に対して「暴追県民会議ニュース」によるタイムリーな情報提供を行う。 (4) 暴力団追放県民ゴルフ大会の開催 第29回暴力団追放県民ゴルフ大会を開催し、会場において、暴排チラシ等の配布や暴追広報用パネルの掲示を行い暴追意識の向上に繋げる。 (5) 暴力団追放沖縄県民大会 令和6年度の暴力団追放沖縄県民大会は、沖縄市での開催を計画している。 大会では、暴追活動に功労のあった団体及び個人に対する表彰を行い、更なる暴排活動の活性化を図る。 (6) 全国暴追運動用統一標語の募集 県内の小・中・高校生を中心に全国暴追運動用標語を募集（課題「暴力団のいない社会づくり」）し、県内入選作品については、全国審査に応募するとともに、暴追県民大会での活用や広報誌「県民会議だより」に掲載する。 また、県内入選者に対しては表彰を行い、青少年に対する暴追意識の啓発・高揚を図る。 (7) 賛助会員の加入促進 暴力団追放沖縄県民会議が行う公益目的事業等について積極的に広報し、賛助会員への加入促進を図る。

【公益目的事業2】 暴力団の不当行為による被害防止に資する各種支援事業及び暴力団犯罪被害者等への支援事業	1 不当行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の自主的な活動に対する支援活動 (定款4条2号事業)	(1) 地域・職域の暴力団排除運動の支援 市町村単位、業種単位の暴排組織の取り組みに対する支援を行う。 (2) 一般講習の実施 各団体・企業の研修会等において、暴力団等からの不当要求への対処方法等に関する講習を行う。
	2 不当行為に関する相談事業 (定款4条3号事業)	(1) 暴力追放相談委員の委嘱 民暴委員（弁護士）及び警察OBに対する暴力追放相談委員の委嘱を行う。 (2) 警察・民暴委員会との連携 相談対応について、警察や民暴委員会と連携した相談業務を推進する。
	3 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動及び少年指導委員に対する研修会の開催 (定款4条4号事業及び定款4条10号事業)	(1) 少年に関する相談事業 暴力団の影響を受け、又は受けるおそれのある少年に対する相談に応じ、警察や関係機関等と連携しながら適切に対応するとともに、少年の保護者に対する指導・助言を行う。 (2) 少年指導委員に対する研修会の開催 少年指導委員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行う。
	4 暴力団から離脱する意志を有する者に対する支援活動 (定款4条5号事業)	(1) 離脱に関する相談活動 暴力追放相談委員による相談の受理及び警察本部組織犯罪対策課と連携し適切な指導・助言を行う。 (2) 暴力団離脱者社会復帰支援協議会の開催 沖縄県暴力団離脱者社会復帰支援協議会を開催し、離脱者支援の必要性や重要性について周知させるための活動を行うとともに、協賛企業の獲得に努め、就労支援の活性化につなげる。
	5 不当要求防止責任者講習の開催 (定款4条6号事業)	(1) 不当要求防止責任者講習の開催 沖縄県公安委員会からの委託を受け、事業所が選任する不当要求防止責任者に対し、暴対法に基づく不当要求防止責任者講習を実施する。 企業対象の講習だけではなく、行政対象の講習も計画的に実施するとともに、警察や弁護士会と連携しながら講習内容の充実に努める。

		また、開催方法についても対面講習とオンライン講習を同時開催するなど、より多くの受講者を確保すべく受講環境の活性化を図る。
	6 不当要求情報管理機関に対する援助活動 (定款4条7号事業)	(1) 不当要求情報管理機関に対する援助 不当要求情報管理機関が開催する各種会議等に積極的に出席するとともに不当要求に関する情報交換を行うほか、その他必要な援助を行う。
	7 不当な行為の被害者に対する見舞金の支給及び民事訴訟の支援活動 (定款4条8号事業)	(1) 暴力団犯罪被害者の支援活動 暴力団による不当な行為等の被害者に対し、県民会議規程に基づく見舞金の支給を行う。 (2) 民暴委員会と連携した訴訟支援 暴力団による不当な行為の被害者からの相談に応じ、民暴委員会と連携した損害賠償請求訴訟の訴訟費用貸付等の支援を行う。 (3) 沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会との連携 沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会と連携した被害者支援を実施する。
	8 暴力団事務所の撤去や使用差止請求訴訟 (定款4条9号事業)	(1) 暴力団事務所の撤去支援 暴力団事務所の撤去について、積極的な支援を行う。 (2) 適格センター制度に基づく使用差止請求訴訟 適格センター制度の周知を図るとともに、地域住民からの委託を受け暴力団事務所の使用差止請求訴訟を行う。
【公益目的事業3】 暴力団排除対策のための調査・研究事業	1 暴力団排除対策のための調査・研究 (定款4条11号事業)	(1) 各種研修会等への出席 全国暴追センターが主催する各種研修等に積極的に参加するほか、民暴研究会など民暴委員会関連会議等にも積極的に参加する。 (2) 情報収集活動 暴力団情勢に関する情報を広く収集し、広報資料の作成や相談・支援活動等に活用する。 入手情報については、時機を失することなく警察本部組織犯罪対策課へ提供する。